

指定訪問介護事業・ 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）事業所 運営要領

【趣 旨】

第1条 指定訪問介護事業・介護予防・日常生活支援総合事業（第1号訪問事業）事業所運営規程（以下、「運営規程」という）第6条に基づき、本事業所に勤務する従業者の職種・員数及び職務内容については、この要領の定めるところによる。

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第2条 本事業所に勤務する、従業者の職種、員数及び職務内容は、以下のとおり定める。

職 種（資格）	員 数	職務内容
管理者（兼務）	1名以上	業務内容は以下の通りとする。
サービス提供責任者	2名以上	
訪問介護員	常勤換算方法で2.5名以上	

【職務内容】

管理者

従業者及び業務の一元的管理並びに従業者の運営に関する規程を遵守させるための指揮・命令。

サービス提供責任者

- ① 事業の利用申込みに係る調整をすること。
- ② 利用者の状況の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、利用者に係る、医療、他事業所との連携を図ること。
- ④ 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、事業のサービス目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「サービス計画書」を作成し、利用者または家族に説明し同意を得ること。
- ⑤ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに利用者の状況についての情報伝達をすること。
- ⑥ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- ⑦ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑧ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑨ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

訪問介護員

運営規程第21条で定められた訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等に基づいて、「サービス計画書」に沿ったサービスを提供する。

【雑 則】

第3条 この要領に定めるもののほか必要な事項は組合長が決定する。

【改 廃】

第4条 この規程の改廃は組合長が行う。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。